

# 大分県報

令和四年

第三五〇号

十月十四日

（金曜日）

## 目次

### 規則

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部改正……………一

### 告示

指定予定保安林（三件）……………一

指定漁船調書の縦覧……………二

急傾斜地崩壊危険区域の指定……………三

### 公告

競争入札参加者の資格に関する公示……………三

一般競争入札の実施……………五

県営土地改良事業の工事の完了……………七

開発行為の完了……………七

## 規則

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月十四日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第四十六号

### 児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則（昭和四十二年大分県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の注3を削り、同表の注4中「404,000円」を「408,000円」に、「出産後1歳」

を「生後1歳」に改め、同注を同表の注3とし、同表の注5を同表の注4とする。別表第三中「579,900」を「579,000」に、「579,901」を「579,001」に改め、同表の注6を削る。

### 附則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定による改正後の児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 別表第三の改正規定 令和三年四月一日

二 前号に掲げる改正規定並びに別表第一の注3を削る改正規定及び同表の注4を同表の注3とし、同表の注5を同表の注4とする改正規定並びに別表第二の改正規定 令和三年七月一日

三 前二号に掲げる改正規定及び別表第一の注4の改正規定（「404,000円」を「408,000円」に改める部分に限る。） 令和四年一月一日

（経過措置）

3 改正後の児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則（以下「改正後の規則」という。）は、前項各号に規定する改正後の規則の規定のそれぞれの適用の日（以下「適用日」という。）以後に開始した措置等及び各適用日において現に行われている措置等のうち当該適用日以後の期間に対応する措置等に係る負担金の額について適用し、当該現に行われている措置等のうち各適用日前の期間に対応する措置等及び各適用日前に終了した措置等に係る負担金の額については、なお従前の例による。この場合において、各適用日以後に開始した措置等及び各適用日において現に行われている措置等のうち当該適用日からこの規則の施行の日の前日までの期間に対応する措置等に係る負担金の額が、これらの措置等について改正前の児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の規定により算定した負担金の額（以下「改正前の規定による負担金の額」という。）を超えるときは、改正前の規定による負担金の額をこれらの措置等についての負担金の額とする。

## 告示

### 大分県告示第四百十号

令和四年十月十四日

大分県報（規則・告示）

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

令和四年十月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

中津市山国町小屋川字大将陣一六三三番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

~~~~~

~~~~~

大分県告示第四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

令和四年十月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字堂尾字次郎右工門一六五〇番、一六五六番一、一六五六番三、一六五七番一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

令和四年十月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市大字鶴望字脇一二一四番から一二一九番まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字脇一二一五番から一二一七番まで（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

~~~~~

~~~~~

大分県告示第四百十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五

条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。

以下「法」という。）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和四年十月十四日

大分県知事 広瀬勝貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市米水津大字浦代浦千八百十二番地

嶋原 隆之

佐伯市米水津大字宮野浦百八十九番地の一

小畑 清治

佐伯市米水津大字宮野浦七十二番地

山路 宣秀

2 加入区

米水津加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和四年十月十四日から同月二十八日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号  
大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市米水津大字浦代浦六百三十三番地の三十三  
大分県漁業協同組合米水津支店事務所

大分県告示第四百十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和四年十月十四日

大分県知事 広瀬勝貞

指定区域の名称	所在地
次倉中 央二	市町村 大字 字
中玉田	豊後大野市三重町
鬼山	別府市
小平谷	玖珠郡野上

竹田市	高須	折原	四四五〇番、四四五二番一、四四五四番、四四五五番、四四五六番二、四四五七番三、四四五七番、四四九番二及び四四九番四から四四九番六まで二八五三番二
玉田	才北	一五六三番、一五六四番一、一五六四番二、一五六五番一から一五六五番四まで、一五六六番一、一五六六番二、一五六七番、一五六八番一、一五六八番二、一五六九番一、一五六九番二、一五九二番一及び一五九二番三	
鉄輪	洪湯	三四四番一（標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分）	六九五番一（標柱一号から三号までを順次結んだ線の西側の部分）
山ノ上	湯牟田	三三四番一（標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分）、三八四五番、三八四六番、三八四七番の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）、三八四九番、三八五〇番、三八五二番一、三八五三番の一部（標柱四号と五号を結んだ線の南側の部分）、三八五九番、三八六〇番一の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）及び三八六〇番三	三八八三番一九の一部（標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分）

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部
---------------------

○ 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和四年十月十四日

大分県知事 広瀬勝貞

一 調達をする物品等の種類

令和四年十月十四日

大分県報（告示・公告）

二 競争入札の参加者資格  
複写サービスの提供業務

- 1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
  - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六百六十七條の四第一項（令第六百六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
  - (二) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者
  - (三) 国税又は都道府県税を滞納している者
  - (四) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）
  - (五) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
  - (六) 大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等業務の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程（令和三年大分県告示第二百五十号）第十条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者
- 2 競争入札に参加することができる者は、基準日及び基準年度（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めたとする。
  - (一) 経営規模
  - (二) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
  - (三) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
  - (四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）
- (三) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- 1 申請の方法
 

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

  - 2 申請書の提出先及び問合せ先
 

大分県総務部電子自治体推進室企画管理班  
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 ○九七―五〇六―二〇六五
  - 3 申請の時期
 

令和四年十月十四日（金曜日）から同月二十八日（金曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。
  - 4 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
    - 1 有効期間
 

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年十二月三十一日（土曜日）までとする。
  - 5 競争入札参加資格審査申請書の入手方法
    - 1 申請書の交付場所
      - 三の2に同じ。
      - 2 インターネットによる入手
 

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/fukusya.html>
    - 6 入札参加資格の取消し等
      - 1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。
        - (一) 令第六百六十七條の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
        - (二) 二の1の(一)から(六)まで（四を除く。）の事由のいずれかに該当する者と判明した場合
      - (三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合
      - (四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合



2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加をせないこととしたときは、その旨を所管入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和4年10月14日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 特定役務の種類

複写サービス等の提供業務

(2) 契約期間

令和5年3月1日から令和10年2月29日まで（長期継続契約）

(3) 履行場所

- ア 複写第1号 県庁舎本館
- イ 複写第2号 県庁舎別館
- ウ 複写第3号 県庁舎新館
- エ 複写第4号 大分地区
- オ 複写第5号 北部地区
- カ 複写第6号 別荘地区
- キ 複写第7号 南部地区
- ク カラー複写第1号 県庁舎・県外
- ケ カラー複写第2号 県南地域
- コ カラー複写第3号 県北地域

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件を全て満たしている者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等業務の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。

(3) この公告の日から9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等業務の契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づ

き更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りでない。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

(6) この入札に係る仕様書に基づき、大分県知事に保守実績確認書類及び複合機仕様書適合表を提出した者であること。

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 申請の時期

令和4年10月14日（金）から同月28日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、同年11月24日（木）まで受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の入手場所及び提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号

大分県総務部電子自治体推進室企画管理班（県庁舎本館2階）

電話 097-506-2065

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/fukusya.html>

4 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号

大分県総務部電子自治体推進室企画管理班 (県庁舎本館2階)

電話 097-506-2065

(2) 日時

令和4年10月14日(金)から同年11月2日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

の午前9時から午後5時まで

5 入札説明書の交付に関する事項

(1) 場所

4の(1)に同じ。

(2) 日時

4の(2)に同じ。

6 入札参加条件

(1) 複写サービス機等に障害・故障が発生した場合、通称による認知後、1時間以内に修理に着手できる体制がとれること。

(2) 過去2年間に於いて、大分県内で本契約業務と同等の複写サービス等の提供実績又は複合機の保守実績を有すること。

(3) 入札説明書に規定する複合機仕様書適合表等を令和4年11月4日(金)までに4の(1)に掲げる部局に提出すること。

7 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所、提出方法及び提出期限

(1) 提出場所

4の(1)に同じ。

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(3) 提出期限

ア 複写第1号 令和4年11月25日(金) 午前9時00分

イ 複写第2号 令和4年11月25日(金) 午前9時15分

ウ 複写第3号 令和4年11月25日(金) 午前9時30分

エ 複写第4号 令和4年11月25日(金) 午前9時45分

オ 複写第5号 令和4年11月25日(金) 午前10時00分

カ 複写第6号 令和4年11月25日(金) 午前10時15分

キ 複写第7号 令和4年11月25日(金) 午前10時30分

ク カラー複写第1号 令和4年11月25日(金) 午前10時45分

ケ カラー複写第2号 令和4年11月25日(金) 午前11時05分

コ カラー複写第3号 令和4年11月25日(金) 午前11時25分

時間厳守。

ただし、郵送の場合は令和4年11月24日(木)午後4時までに必着のこと。

9 開札の場所及び日時等

(1) 場所

大分県庁舎新館13階 136会議室

(2) 日時

8の(3)に同じ

(3) 再度入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で行うものとする。

10 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(2) 入札保証金の免除

次の場合は、入札保証金の全部又は一部が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

11 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札した者は、再度入札に参加できない場合がある。

(1) 金額の記載がないもの

(2) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。

(3) 入札参加条件を満たさない者又は虚偽の申請を行った者のした入札

(4) 前各号に定めるものを除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込  
 みをしたものを落札者とする。このうち、カラー複写サービス等業務はモノクロ・カ  
 ラー単価に各平均使用枚数を掛けた金額の総額で決定する。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじ  
 を引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを  
 引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受け  
 る。
- (2) その他詳細は入札説明書による。

14 Summary

- (1) The name of contract matter

Offer duties of the copy service

- (2) The details are described in the manual of this tender.

(2) Time Limit for Tender

- A 9:00 AM on 25 November, 2022
- B 9:15 AM on 25 November, 2022
- C 9:30 AM on 25 November, 2022
- D 9:45 AM on 25 November, 2022
- E 10:00 AM on 25 November, 2022
- F 10:15 AM on 25 November, 2022
- G 10:30 AM on 25 November, 2022
- H 10:45 AM on 25 November, 2022
- I 11:05 AM on 25 November, 2022
- J 11:25 AM on 25 November, 2022

(3) Contact Point for the Notice

Electronic Local Government Promotion Office,  
 General Affairs Department,  
 Oita Prefectural Government Office  
 3-1-1, Ohre-machi, Oita city 870-8501 Japan  
 TEL 097-506-2065

次とおり県営土地改良事業の工事を完了した。  
 令和四年十月十四日

事 業 名	大分県知事 広 瀬 貞 勝
着 手 年 月 日	完了年月日
県営危険ため池緊急整備事業 (ため池整備) (中の迫溜池地区)	平三〇・一・五 令 四・二・二八

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の  
 開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和四年十月十四日

大分県知事 広 瀬 貞 勝

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
 由布市挾間町挾間字立烏帽子三百八十五番及び三百九十三番並びに三百八十五番地先水  
 路

- 二 開発区域の面積  
 三千五百六十五・〇八平方メートル
- 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名  
 大分市大字横尾四千二十九番地  
 三越商事大分株式会社  
 代表取締役 志 村 健 一

- 四 完了検査年月日  
 令和四年九月二十二日